

「名古屋コーチン及びその鶏卵肉に関する基準」の新旧対照表

新	旧
<p>1 目的 (略)</p> <p>2 用語の定義 この基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 飼養農家 鶏卵肉の生産を目的に、業として実用鶏を飼養する者。 (7) <u>育雛業者等 種鶏場又は民間ふ化場等が生産した実用鶏を育雛・育成等の目的で導入して、飼養農家や他の育雛業者へ供給する者。</u></p> <p>3 確認方法 (略)</p> <p>4 生産・流通段階における措置 県が供給する名古屋コーチン及びその鶏卵肉を特定するため、次に掲げる生産又は流通の段階の区分に応じ、それぞれ次に定める措置がとられるものとする。 (1) 民間ふ化場等 ア (略) イ 民間ふ化場等は、次に掲げる事項を遵守するものとし、その旨の誓約書（別紙1）を種鶏場に<u>種鶏又は実用鶏を導入する時毎に提出する。</u> ア (略) イ (略) ウ 実用鶏を他の者に引き渡す場合(食用出荷及び廃棄の場合を除く。)は、引渡先に対し<u>育雛又は飼養の段階の区分で履行すべき事項を遵守するよう指示し、これを確認するとともにその旨の誓約書（別紙3又は4）を徴収し、その写しを種鶏場に提出すること。</u> エ (略) オ (略) (2) <u>育雛業者等</u> 育雛業者等は、次に掲げる事項を遵守するものとし、その旨の誓約書（別紙3）を<u>実用鶏を導入する時毎に実用鶏の供給元である民間ふ化場等又は種鶏場に提出する。</u> ア <u>実用鶏を交配（食用有精卵の生産目的の場合を除く）に用いないこと。</u> イ <u>食用出荷、廃棄及び業として行う実用鶏の出荷の場合を除き、実用鶏を他の者に引き渡さないこと。</u> ウ <u>実用鶏の出荷の場合は、引渡先に対し育雛又は飼養の段階の区分で履行すべき事項を遵守するよう指示し、これを確認するとともにその旨の誓約書（別紙3又は4）を徴収し、その写しを実用鶏の供給元である民間ふ化場等又は育雛業者等若しくは</u></p>	<p>1 目的 (略)</p> <p>2 用語の定義 この基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 飼養農家 鶏卵肉の生産を目的に、業として実用鶏を飼養する者<u>（育雛業者を含む。）</u>。</p> <p>3 確認方法 (略)</p> <p>4 生産・流通段階における措置 県が供給する名古屋コーチン及びその鶏卵肉を特定するため、次に掲げる生産又は流通の段階の区分に応じ、それぞれ次に定める措置がとられるものとする。 (1) 民間ふ化場等 ア (略) イ 民間ふ化場等は、次に掲げる事項を遵守するものとし、その旨の誓約書（別紙1）を種鶏場に提出する。 ア (略) イ (略) ウ 実用鶏を他の者に引き渡す場合(食用出荷及び廃棄の場合を除く。)は、引渡先に対し<u>交配（食用有精卵の生産目的の場合を除く）を行わないよう指示するとともに、これを確認すること。</u> エ (略) オ (略)</p>

「名古屋コーチン及びその鶏卵肉に関する基準」の新旧対照表

<p><u>種鶏場に提出すること。</u></p> <p><u>エ 常に、消費者の信頼を損なうことがないように努めること。</u></p> <p>(3) 飼養農家 飼養農家は、次に掲げる事項を遵守するものとし、その旨の誓約書（別紙4）を<u>実用鶏を導入する時毎に実用鶏の供給元である民間ふ化場等又は育雛業者等若しくは種鶏場に提出する。</u></p> <p>ア 実用鶏を交配（食用有精卵の生産目的の場合を除く）に用いないこと。 イ 食用出荷及び廃棄の場合を除き、実用鶏を他の者に引き渡さないこと。 ウ 常に、消費者の信頼を損なうことがないように努めること。</p> <p>〔削る〕</p> <p>(4) 処理から販売に関する事業者 （略）</p> <p>5 公表 種鶏場に誓約書又はその写しの提出があった民間ふ化場等、<u>育雛業者等及び飼養農家</u>については、原則として、愛知県のホームページにおいて、その名称等を公表するものとする。</p> <p>6 その他 (1) 次に掲げる鶏から鶏卵肉を生産する場合についても、実用鶏から鶏卵肉を生産する場合と同様に、4 (4)に定める措置がとられるものとする。 ア （略） イ （略） (2) （略） (3) （略） (4) この基準を遵守しない民間ふ化場等、<u>育雛業者等、飼養農家及び処理から販売に関する事業者等</u>に対しては、種鶏及び実用鶏並びにこれらから生産された鶏卵肉を供給してはならない。 (5) （略）</p> <p>附則 この基準は平成20年4月1日から施行する。 <u>一部改正は平成21年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 （略）</p>	<p>(2) 飼養農家 ア 飼養農家は、次に掲げる事項を遵守するものとし、その旨の誓約書（別紙3）を実用鶏の供給元である民間ふ化場等又は種鶏場に提出する。 ア) 実用鶏を交配（食用有精卵の生産目的の場合を除く）に用いないこと。 イ) 食用出荷、廃棄及び育雛業におけるひな出荷の場合を除き、実用鶏を他の者に引き渡さないこと。 ウ) 常に、消費者の信頼を損なうことがないように努めること。 イ 飼養農家から誓約書が提出された民間ふ化場等は、その写しを種鶏場に提出する。</p> <p>(3) 処理から販売に関する事業者 （略）</p> <p>5 公表 種鶏場に誓約書又はその写しの提出があった民間ふ化場等及び飼養農家 については、原則として、愛知県のホームページにおいて、その名称等を公表するものとする。</p> <p>6 その他 (1) 次に掲げる鶏から鶏卵肉を生産する場合についても、実用鶏から鶏卵肉を生産する場合と同様に、4 (3)に定める措置がとられるものとする。 ア （略） イ （略） (2) （略）。 (3) （略） (4) この基準を遵守しない民間ふ化場等、飼養農家及び処理から販売に関する事業者に対しては、種鶏及び実用鶏並びにこれらから生産された鶏卵肉を供給してはならない。 (5) （略）</p> <p>附則 この基準は平成20年4月1日から施行する。</p> <p>別表 （略）</p>
---	--

「名古屋コーチン及びその鶏卵肉に関する基準」の新旧対照表

(別紙1；民間ふ化場等用)

誓 約 書

平成 年 月 日

愛知県畜産総合センター所長 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名 印

愛知県畜産総合センターから供給を受けた名古屋コーチンの種鶏（ひなを含む。以下同じ。）及び実用鶏（ひな及び種卵を含む。以下同じ。）については、下記の事項を遵守することを誓約します。

なお、下記事項に違反した場合には、貴所から種鶏及び実用鶏の供給を停止されても、一切異議の申し立てはしません。

また、名古屋コーチン種鶏取扱ふ化場として、氏名又は名称、並びに住所及び飼養場所等を愛知県のホームページに掲載されることについて、同意します。

記

- 愛知県畜産総合センター種鶏場が指定する交配様式以外の交配を行わない。
- 他の者に種鶏の引渡し（飼養の委託、食用出荷及び廃棄の場合を除く。）をしない。
- 実用鶏を他の者に引き渡す場合（食用出荷並びに廃棄の場合を除く。）は、引渡先に対し育雛又は飼養の段階の区分で履行すべき事項を遵守するよう指示し、これを確認するとともにその旨の誓約書を徴収し、その写しを種鶏場に提出する。
- 常に、消費者の信頼を損なうことがないよう努める。
- 種鶏の飼養を委託する場合は、指定養鶏場（愛知県指定養鶏場設置要領（昭和59年4月1日）に基づき愛知県が指定する養鶏場をいう。）に限ることとし、受託者に対し1、2及び4に掲げる事項を遵守するよう指示するとともに、その旨の誓約書を受託者から徴収し、その写しを種鶏場に提出する。

今回導入鶏の飼養場所	
今回導入鶏の区分	卵用・肉用 種鶏・実用鶏 (○を付ける)
今回導入羽数・個数	雄 羽 雌 羽 種卵 個
連絡先	電話 FAX メールアドレス

(別紙1；民間ふ化場等用)

誓 約 書

平成 年 月 日

愛知県畜産総合センター所長 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名 印
農 場 所 在 地

愛知県畜産総合センターから供給を受けた名古屋コーチンの種鶏（ひなを含む。以下同じ。）及び実用鶏（ひな及び種卵を含む。以下同じ。）については、下記の事項を遵守することを誓約します。

なお、下記事項に違反した場合には、貴所から種鶏及び実用鶏の供給を停止されても、一切異議の申し立てはしません。

また、名古屋コーチン種鶏取扱ふ化場として、氏名又は名称、並びに住所又は農場所在地を愛知県のホームページに掲載されることについて、同意します。

記

- 愛知県畜産総合センター種鶏場が指定する交配様式以外の交配を行わない。
- 他の者に種鶏の引渡し（飼養の委託、食用出荷及び廃棄の場合を除く。）をしない。
- 実用鶏を他の者に引き渡す場合（食用出荷並びに廃棄の場合を除く。）は、引渡先に対し交配（食用有精卵の生産目的の場合を除く）を行わないよう指示するとともに、これを確認する。
- 常に、消費者の信頼を損なうことがないよう努める。
- 種鶏の飼養を委託する場合は、指定養鶏場（愛知県指定養鶏場設置要領（昭和59年4月1日）に基づき愛知県が指定する養鶏場をいう。）に限ることとし、受託者に対し1、2及び4に掲げる事項を遵守するよう指示するとともに、その旨の誓約書を受託者から徴収する。

「名古屋コーチン及びその鶏卵肉に関する基準」の新旧対照表

<p>(別紙2；指定養鶏場用)</p> <p align="center">誓 約 書</p> <p align="right">平成 年 月 日</p> <p>(当該ふ化場代表者) 殿</p> <p align="right">住 所 氏名又は名称 及び代表者氏名 印</p> <p>(ふ化場名称) から飼養の委託を受けた名古屋コーチンの種鶏については、下記の事項を遵守することを誓約します。</p> <p>なお、下記事項に違反した場合には、貴社から名古屋コーチン種鶏の飼養委託を停止されても、一切異議の申し立てはしません。</p> <p>また、名古屋コーチン飼養農家として、氏名又は名称、並びに住所及び飼養場所等を愛知県のホームページに掲載されることについて、同意します。</p> <p align="center">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 愛知県畜産総合センター種鶏場が指定する交配様式以外の交配を行わない。 2 他の者に種鶏の引渡（食用出荷及び廃棄の場合を除く。）をしない。 3 常に、消費者の信頼を損なうことがないよう努める。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:20%;"><u>今回導入鶏の飼養場所</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>今回導入鶏の区分</u></td> <td>卵用・肉用 (○を付ける)</td> </tr> <tr> <td><u>今回導入羽数・個数</u></td> <td>雄 _____ 羽 雌 _____ 羽</td> </tr> <tr> <td><u>連絡先</u></td> <td>電話 _____ FAX _____ メールアドレス _____</td> </tr> </table>	<u>今回導入鶏の飼養場所</u>		<u>今回導入鶏の区分</u>	卵用・肉用 (○を付ける)	<u>今回導入羽数・個数</u>	雄 _____ 羽 雌 _____ 羽	<u>連絡先</u>	電話 _____ FAX _____ メールアドレス _____	<p>(別紙2；指定養鶏場用)</p> <p align="center">誓 約 書</p> <p align="right">平成 年 月 日</p> <p>(当該ふ化場代表者) 殿</p> <p align="right">住 所 氏名又は名称 及び代表者氏名 印 <u>農 場 所 在 地</u></p> <p>(ふ化場名称) から飼養の委託を受けた名古屋コーチンの種鶏については、下記の事項を遵守することを誓約します。</p> <p>なお、下記事項に違反した場合には、貴社から名古屋コーチン種鶏の飼養委託を停止されても、一切異議の申し立てはしません。</p> <p>また、名古屋コーチン飼養農家として、氏名又は名称、並びに住所又は農場所在地を愛知県のホームページに掲載されることについて、同意します。</p> <p align="center">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 愛知県畜産総合センター種鶏場が指定する交配様式以外の交配を行わない。 2 他の者に種鶏の引渡（食用出荷及び廃棄の場合を除く。）をしない。 3 常に、消費者の信頼を損なうことがないよう努める。
<u>今回導入鶏の飼養場所</u>									
<u>今回導入鶏の区分</u>	卵用・肉用 (○を付ける)								
<u>今回導入羽数・個数</u>	雄 _____ 羽 雌 _____ 羽								
<u>連絡先</u>	電話 _____ FAX _____ メールアドレス _____								

「名古屋コーチン及びその鶏卵肉に関する基準」の新旧対照表

(別紙3；育雛業者等用)

誓 約 書

平成 年 月 日

(愛知県畜産総合センター所長

又は 当該ふ化場代表者

若しくは 当該育雛業者等代表者) 殿

住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名 印

(ふ化場等名称)を供給元とする名古屋コーチンの実用鶏等(ひなを含む。以下同じ。)
については、下記の事項を遵守することを誓約します。

なお、下記事項に違反した場合には、貴社(貴殿)から実用鶏等の供給を停止されても、
一切異議の申し立てはしません。

また、名古屋コーチン飼養農家として、氏名又は名称、並びに住所及び飼養場所等を愛
知県のホームページに掲載されることについて、同意します。

記

- 1 実用鶏等を交配(食用有精卵の生産目的の場合を除く)に用いない。
- 2 食用出荷、廃棄及び業として行う実用鶏等の出荷の場合を除き、実用鶏等を他の者に
引き渡さない。
- 3 実用鶏等の出荷の場合は、引渡先に対し育雛又は飼養の段階の区分で履行すべき事項
を遵守するよう指示し、これを確認するとともにその旨の誓約書を徴収し、その写しを
実用鶏等の供給元である民間ふ化場等又は育雛業者若しくは種鶏場に提出する。
- 4 常に、消費者の信頼を損なうことがないよう努める。

今回導入鶏の育成場所 (導入日)	
今回導入鶏の区分	卵用・肉用 (○を付ける)
今回導入羽数・個数	雄 羽 雌 羽
連絡先	電話 FAX メールアドレス
今回導入鶏の供給予定 農家名・住所	

「名古屋コーチン及びその鶏卵肉に関する基準」の新旧対照表

(別紙4；飼養農家用)

誓 約 書

平成 年 月 日

(愛知県畜産総合センター所長
又は 当該ふ化場代表者
若しくは 当該育雛業者等代表者) 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名 印

(ふ化場等名称)を供給元とする名古屋コーチンの実用鶏(ひなを含む。以下同じ。)については、下記の事項を遵守することを誓約します。

なお、下記事項に違反した場合には、貴社(貴殿)から実用鶏の供給を停止されても、一切異議の申し立てはしません。

また、名古屋コーチン飼養農家として、氏名又は名称、並びに住所及び飼養場所等を愛知県のホームページに掲載されることについて、同意します。

記

- 1 実用鶏を交配(食用有精卵の生産目的の場合を除く)に用いない。
- 2 食用出荷及び廃棄の場合を除き、実用鶏を他の者に引き渡さない。
- 3 常に、消費者の信頼を損なうことがないよう努める。

今回導入鶏の飼養場所 (導入日)	
今回導入鶏の区分	卵用・肉用 (○を付ける)
今回導入羽数・個数	雄 羽 雌 羽
連絡先	電話 FAX メールアドレス

(別紙3；飼養農家用)

誓 約 書

平成 年 月 日

(畜産総合センター所長
又は 当該ふ化場代表者) 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名 印
農 場 所 在 地

(ふ化場等名称)を供給元とする名古屋コーチンの実用鶏(ひなを含む。以下同じ。)については、下記の事項を遵守することを誓約します。

なお、下記事項に違反した場合には、貴社(貴殿)から実用鶏の供給を停止されても、一切異議の申し立てはしません。

また、名古屋コーチン飼養農家として、氏名又は名称、並びに住所又は農場所在地を愛知県のホームページに掲載されることについて、同意します。

記

- 1 実用鶏を交配(食用有精卵の生産目的の場合を除く)に用いない。
- 2 食用出荷、廃棄及び育雛業におけるひな出荷の場合を除き、実用鶏を他の者に引き渡さない。
- 3 常に、消費者の信頼を損なうことがないよう努める。

※ 育雛業者にあつては、名古屋コーチン実用鶏のひなを出荷した先の飼養農家についても本誓約書を作成、提出させること。